

I ニクラス・ルーマンとは？

社会システム論の発案者、1927年12月8日ドイツ北部のリューネブルクに生まれる、1946年フライブルク大学で法律を学ぶ、1955～62年ニーダーザクセン州文化庁勤務、ナチスの過去の犯罪を法律的に調査、当時から哲学と社会学を研究、1960～61年アメリカに渡りハーバード大学のタルコット・パーソンズの下で社会システム論を学ぶ、1962～65年シュパイヤー大学で行政学を学ぶ、1968～93年ビーレフェルト大学社会学教授、1998年11月6日死去、著書70冊ほど、『社会システム』(1984)(邦訳『社会システム理論』上(1993)下(1995))、『社会の社会』(1997)(邦訳〈1〉〈2〉2009)、『社会の法』(1993)(邦訳〈1〉〈2〉2003)

II 社会システムとは？

・オートポイエーシス論

ウンベルト・マトゥラーナ(1928-)—生命の本質は何か?→DNAとタンパク質の循環

ハトの色覚実験—ハトに色紙を見せて視神経電位を測定する→色の波長と対応していない!→神経システムも生命システムも閉じている

造語—ギリシア語:オートポイエーシス=アウトス(自身)+ポイエーシス(創出)⇔アロポイエーシス=アロス(他者)+ポイエーシス

産出・連鎖・循環・閉鎖—産出する働きが連鎖して作るネットワークの循環的閉鎖:操作的(作動的)閉鎖→閉鎖したネットワークがオートポイエーシス・システム

ルーマンの定義:「オートポイエーシス・システムとは、その構造のみならず、システムがそれから成る構成素(Element)をも、まさにこの構成素自身のネットワークにおいて産出するシステムである」

環境—システムが自分でないと区別したもの、システムと影響関係はある、環境無ければシステム無し、成立は同時

システムの自律性:他のものにコントロールされない、マトゥラーナ:「システムは、それを単位体として特徴づける関係が、そのシステム自身のみを含み、他のシステムを含まないなら、自律的である」

・社会システム論

オートポイエーシス論の社会学への応用、社会をオートポイエーシス・システムとして理解

社会学の統一理論:あらゆる社会的なものを扱う、社会を社会システムとして理解

社会システムの作動がコミュニケーション—コミュニケーションがコミュニケーションから展開する、コミュニケーションが連鎖する

コミュニケーションは連続的に自身を再生産する作動、以前のコミュニケーションへの遡及と以後のコミュニケーションの先取り→社会の構成

コミュニケーション概念の再検討⇒システム間の相互可能性限定、コミュニケーションに参加するシステムの総和でない、参加するシステムはコミュニケーション・システムの部分でなく環境

コミュニケーションの「伝達メタファー」：送り手から受け手への情報の伝達⇒送り手と受け手にとって、伝達された情報が同一であるという錯覚を引き起こす←コミュニケーションにおいて送り手は何も失わない、送り手と受け手の考えていることの同一性は確認できない

「二重偶然」：行為者が自分の行為の仕方を他者の行為の仕方に依存させるとき、これが逆方向にも起きることで循環が生じ、行為の規定が不可能になること、パーソンズは規範の共有による克服を考える、偶然＝不可能性と必然性の否定

社会秩序はいかにして可能か？

「社会システムはそれどころか次のことによって（次のことによるのみ）成立する、双方のパートナーが二重偶然を経験し、そうした状況の無規定性が、双方のパートナーにとって、そこで生じるあらゆる活動性に構造形成的意味を与えることによって」、社会システム成立に最終根拠なし参加者が相互に完全に理解し合っているということはありません、「相互に透明でなく、計算可能でない」、互いにとって「ブラック・ボックス」

参加者のシステムのいずれによっても決定されていない事態—一方のすることが他方のすることの前提であり、しかもその逆も成り立つという循環、「私はあなたが望むことをする、もしあなたが私の望むことをするならば」

「それからこのシステムが成っている構成素を産出する、社会システムの基礎的なプロセスは、この条件下では、コミュニケーションでのみありうる」、「社会システムは、日々行われるコミュニケーションを連続的に産出しつづける」、「コミュニケーションの継続が社会システムのオートポイエーシスの継続」

予期—コミュニケーションに際して前提されるもの⇔予期外れ

三要素理論—「コミュニケーションは選択のプロセス化」、情報・伝達されるもの・その受容＝理解、コミュニケーションは三段階のプロセス

情報：システム状態を選び出す出来事、コミュニケーションでは何について議論しているか？、システムに動機を与えるもの、データとの違い：移動できない

可能性の中からの区別、選択の地平での選択、選択肢の予期

情報はオートポイエーシス・システムにおいて、システム内でしか生じない、マトウラーナ：「生物学的にあって、コミュニケーションにおいて「伝達[受けわたし]される情報」は存在しない」、すべてのものが情報の原因でありうる

システムにとっての情報—システムの解釈図式に従ってのみ情報、システムごとに予期が違う

伝達—何をどう伝えるか？、意図しない伝達、コード化：情報の形式化・規則化、コード化されな

いものはノイズ＝攪乱、「言葉がなくても、微笑によっても、問いかける眼差しによっても、服装によっても、その場にいなくても、まったく普遍的かつ典型的に、それが知られていることを想定されうる予期からの逸脱によっても、可能」

理解—どう理解するか？、コミュニケーションにおいてのみ理解、同意するか否定するかは自由、コミュニケーション継続の条件、理解されたものとされないものの区別、「その際、理解は多かれ少なかれ広範な誤解を普通のこととして含む」、理解が情報と伝達を区別

誤解と拒否—コミュニケーションの継続、肯定と否定を平等な分岐と見る

「情報、伝達、理解からなる統一性の成立がコミュニケーションの成立」

コミュニケーションは意識で説明できない、意識でコントロールできない

「人間はコミュニケーションできない、コミュニケーションのみがコミュニケーションしうる」

「我々は、社会システムが心的システムや、いわんやそこで肉体をもった人間などから成るのではないということから出発する。したがって、心的システムは社会システムの環境に属する」

機能システム—「というのも、我々が詳細に示していくように、近代の全体社会はその非常に重要な部分システムの機能的自律化と操作的閉鎖によって特徴づけられるから。その機能システムは固有の自己組織化と自己再生産へと開放される」

階層分化：生まれと身分による→機能分化：機能による—「近代の全体社会」は「機能分化」した社会、ネットワーク上の分業がそれぞれ社会システムに、二項コード：テーマとなる区別

機能システム—学問：真／偽、美術：美／醜、政治：上／下、与党／野党、宗教：聖／俗、経済：得／損、教育：合格／不合格、全体社会の中の一つの機能を担う

Ⅲ 法システムとは？

社会理論は法についても考察しなければならない—法は社会の中で社会の中でのみ生じる

規範と事実の区別：規範を事実から導くことはできないし事実として記述することもできない

・法のオートポイエーシス

法が貫徹されうるということ—何が法の境界をなすのかを規定するのは法自身

条件：①一貫した判決への要求、②法は予測可能なものであるべき

自らを産出する統一性によるシステムとしての法—システム／環境の区別、システムの作動的閉鎖：システムの統一を作り出すのはシステム自身

全体社会の機能システムとしての法システム：法特有のコミュニケーション—自律性、境界の自己決定、コード、存在しているかいないか→法システムの不在＝無法状態

法が規範と事実を区別する—予期の形式としての規範、将来においてもそうあるべし

オートポイエーシス・システムとしての法—法による区別の自己産出と自己産出による法の統一、法を確かめるのは法自身

法システムは全体社会の下位システム—法システムの作動が全体社会を分割する

法システムの作動は法に関するコミュニケーション：合法と不法の区別に基づく観察

法システムの作動的閉鎖：法の実定性—法の現実性は法を再生産する作動の内にのみ、意識や人間は法の一部ではない

何が法であるか言えるのは法のみ—法システムの構造は循環的に生じる

作動的に閉鎖したオートポイエーシスの法システムの理論—法的作動が法的作動に回帰的に結びつく

実務は現行法に定位できる—歴史的に法の始源は存在しない

- ・二項コード：合法／不法

法特殊的な区別、全体社会における法的に重要な区別

法の機能の特定化—合法と不法の二項コード：合法と不法の振り分けをテーマとするコミュニケーション

合法と不法の区別をシステム自身が生み出す—合法と不法の相互排除

合法／不法によらないものは法システムの環境—合法／不法コードによらないコミュニケーションは法システムに属さない

法システムの自律性：法システムが自身を参照する、法システムへの法的コミュニケーションのインプットは存在しない、法システムを閉鎖し作動を再生産するものは法システムのみ

二項コードはシステムを統一するが、それを保証する最上位規範は存在しない—合法／不法のコードを合法／不法で区別できない

全体社会で合法と不法を分ける審級は法のみ：「法が用いられる、合法と不法が振り分けられねばならない場合には法システムに従え」

法の作動にヒエラルキー性は不要—上位の法は必要ない

法の妥当を法外から根拠づけようとする議論から法の完全な実定化への移行

- ・法システムの規範的閉鎖と認知的開放

抗事実的な法的に支えられた妥当を利用するコミュニケーション

法システムにおいて道徳が直接妥当することは不可能—道徳から区別されてこそ法

道徳は法を批判できる、法に服する必要もない

道徳は法にとって重要でない：善／悪は合法／不法でない、悪法も法である以上は法

規範的予期：どうあるべきか、と認知的予期：どうあるはずか—いかにして予期が予期されるか

規範的予期が維持されるべきだという規範的予期：そうあるべきであるべき

規範的閉鎖：予期が外れても規範が保たれる、規範は作動の連続によって維持される

法システムによる合法／不法の図式—法の変更は可能←法が変動するためには法システムが世論の変動を内的に考慮できる形式をもつのでなければ

条件プログラム：事実から規範を導出しようとする規則としての法—合法と不法を分ける規則であるプログラム⇒法的専門用語の必要：法システム内の言語

法システムの外的事実認知はシステム内的な情報産出として：情報の移入としてでなく

事実は規範を変更しない

認知における法外部の規準の法的重要性：専門家の鑑定—法規範を解釈する際の外部的契機も法システム内で→認知的に誤っても法として効力→冤罪：誤認が明らかになったときにどうするかも法システムが決める

認知も法システム内の作動—法システムにおける知は構成要件の知：法的形式における知→裁判での事実認定

知の学的用法と法的用法の違い—法の認知的学習と規範の抗事実的安定

法の予期は規範的—現行法による決定

・ 憲法

憲法も法システムの閉鎖性の内に：憲法以外の法は合憲／違憲という補助コード—憲法の実定性

憲法は何によって解釈されるか？—憲法の中の複数の価値観と衝突した際の基準の不在、憲法が参照するものは憲法のみ：法から始まって法へ帰る

・ 法の妥当

機能システムの作動を継続させるシンボル、普遍的な象徴—法システムの法の妥当というシンボル：より良いより悪いでなく守られるべき

妥当している法が法的妥当の条件：法的フィクション←すべての法規範を妥当するかどうか判定する基準は不可能

何を法源とするかは法が決める：法源概念の解体

すべての法は妥当している法：妥当していない法は法でない←手続き規範による法の変更は可能—

妥当シンボル：以前妥当していた法／今後妥当する法という差異の統一、法システムの規範的予期の妥当シンボル

法の妥当は外的根拠に拠らない—妥当は規範でない：妥当しているか否か、非妥当も法に内的

妥当するかどうかは妥当している法によってのみ—妥当していない規範からは何も始まらない⇔不法からは法的帰結が生じる

合法／不法を区別するために法の妥当シンボルが必要—法の妥当は判決において問題に

妥当は法システムの産物：瞬間ごとに新たに—最上位規範による法の妥当という試みの放棄、今妥当している法のみが妥当、法は歴史的：過去を振り返り未来を先取りしつつ不断に変化

・ 法の全体社会における機能

法が解決する時間問題

法の機能は予期に関わる：コミュニケーションの時間的相—時間が法の機能の基礎：社会統制や統合でなく

コミュニケーションは以降のコミュニケーションの起点となることで時間を拘束

予期が時間的に安定して確証されること—予期は随時生じる予期外れに耐えて維持されねばなら

ない

コンフリクトにあらかじめ裁定を—予期に逆らうものは不利な扱いを受ける：法は差別する、合法的なものに味方、不法なものに敵対

予期の当為シンボル：不法者は不利な扱いを受けべき：自分に被害が無くてもそう考える

法規範のシンボリックに一般化された予期—不確実さを含む未来において確実を望むゆえに、予期のレベルで未知の不確実な未来に備える

法的予期への合意／不合意の差異—法に従うか否か？、従わない者が出た場合にどうするか？

規範的予期を時間的・事象的・社会的一般化の規制を通じて安定化させる機能—①どの予期について社会的支援が得られどの予期について得られないかを法が教える、②予期が確実であることで予期外れに冷静に対処できる、③法への信頼によって人格への信頼を補完する

法が尊重されず貫徹されなくなると：無法状態—サンクションの予期の効果激減：サンクションが予期される場合に発動しなかったら

抗事実的安定の達成：規範は遵守されるとは限らないが遵守するものを保護する⇔遵守される見込みのない規範は維持されえない

法による行為の限定と権限の付与：予期の規範的構造を前提—規範は普遍的な安定化機能のための形式：法的でない規範も

法は規範的予期の多の中で規範的予期を安定化させる—法的に守るべき予期を選択、道徳や倫理では法規範の妥当を基礎づけられない：必要なのは規範の法制化

他の行動の可能性も考慮しつつそれに抗して設定された規範の分出の必要：他者は何をするかわからない、逸脱行動が常に可能であるという予見

以前から存在していたかのように：法は始源を必要としない

法の機能はコンフリクトの規制を超える：法が生み出すコンフリクト

法がオートポイエーシス・システムで作動的に閉鎖している：「法とは法が法と規定するもの」

法が法であるのは規範的予期が規範的予期されると予期される場合

法システムの作動以前に、客観的な合法と不法の区別なし！、合法と不法が区別されていること＝法が存在しているという事態そのもの